

平成23年度第1回 尊厳擁護分科会 会議要旨

1 議題

北九州八幡東病院における爪切り事案について

- (1) 元看護課長の意見陳述
- (2) 市による元看護課長からの意見聞き取り内容の報告
- (3) 論点についての検討

2 開催日時

平成23年8月8日(月) 18:30～21:30

3 開催場所

北九州市役所 91会議室

4 出席者名

委員 伊藤分科会長、緒方委員、中村委員、野村委員、日浅委員、舟谷委員、丸林委員
事務局 保健福祉局長、介護保険・健康づくり担当部長、事業者支援担当課長ほか 5名

5 会議の非公開理由

委員会は、不開示情報（北九州市情報公開条例第7条）に該当する事項について意見交換するため、非公開とする。

6 議事の概要

(1) 元看護課長の意見陳述

(2) 事務局説明

- ・8月2日に元看護課長が提出した爪ケアの再現DVDの内容説明、及び市が元看護課長より聞き取りした内容説明
- ・平成19年当時の虐待判断の理由、控訴審判決の比較

(3) 各委員の意見概要

意見陳述及びDVDの内容、8/2看護課長からの聞き取り内容について

フットケアとは血管の状態や白癬の治療など足に関する総合的なケアをする必要があるのではないか。また看護技術として共有するプロセスが足りないし、ケアについて

の計画性やマネジメントが不十分である。

アンケート結果から看護師が萎縮するとは考えにくいと思う。「ちゃんとやらないと・・・」という気持ちであれば、それは萎縮なのかどうか特定できない。また職場風土について、何か新しいことをやろうとしてスタッフの反論が強く実施できなかったこと、チームケアが実践できなかったことは元看護課長だけの責任ではなく、職場の問題があったと思う。記録や家族への説明についてはきちんとしないといけないと感じる。

DVD では爪切りのケアそのもののテクニカルな部分でしか説明がなく、それ以外のチームケアや説明、同意、記録等については触れられていない。それだけでフットケアは成立しない。

元看護課長の主張では爪を切ったことは、シーツに引っかかることを避けるためであり、医療行為ではなく看護師のケアの範疇だと言われている。その考えは理解できる。フットケアのあるべき論は色々あるが、彼女の行為自体が虐待に当たるかどうか議論が必要である。

今後も技術の進歩により色々な手法が看護現場に導入されるだろうが、記録や実行の根拠をしっかり残して欲しい。分科会は高齢者の尊厳の視点から行為の正当性を議論していきたい。

患者家族の気持ちからすれば、入院期間が長くなる療養型施設で一括同意だけでなく、随時説明を受けたいと思うのではないかな。

記録の問題は、北九州市という町での介護の質の向上の点から、疑念をもたれないように取り組んで欲しい、当時の委員会の判断は注意喚起という視点から妥当な判断だったと思う。

療養上の世話である洗髪や清拭の実施を記録になかった場合、事後で利用者の身体の変化があった場合にいつ行ったか遡ることができないと思う。元看護課長の爪切りでは微量ではあるが出血する等患者の身体の変化が見られたわけで、記録がなければ

「どう説明するのか？」と思う。「記録がないのは普通」と言われても、それが当然とは考えにくい。

「中途半端なケアをしたまま2、3日忘れていて、家族に爪のことを言われて忘れていたことを思い出し、とっさに虚偽の説明をした」と言われたが、記録をつけていれば、そのようなことにならなかったはず。DVDを見て、あれだけ手がかかるケアを記録に残さないことは通常考えにくい。

ガーゼをつけたまま2、3日放置してしまったことについても、記録に残して申し送りしていれば他のスタッフが気付いてフォローしてくれていたかもしれない。

個々の職員がバラバラに患者情報を得てケアの共有がなく、他の誰も状況を確認できなかったのではないか。そのため行為が元看護課長個人にしかわからない行為になってしまっている。具体的なケアの内容が個人の判断に任される状況は好ましくない。

元看護課長は病院に来ない家族には同意がとれないといった趣旨の説明をしているが、電話等を利用すれば連絡自体はできるのではないか。

ケアに自信を持っていながら患者家族が怒っている様子から咄嗟に利用者家族に自分に行っていないなどの虚偽の説明を行ったことは、家族との信頼関係を損なうものであり医療従事者としては不適切な行為で残念である。他のスタッフと認識を共有していないため、説明できない気持ちがあったのではないか。

療養病棟はADL（日常生活動作）の介助も目的に含まれているので、整容の介助としての爪切りであっても、特に病変した爪の処置であれば記録を残し、家族に説明することが望ましいと思う。

上司から爪切りを一人でやらないように指摘されているにも関わらず、続けていることには疑問を感じる。病変爪の利用者に対しての爪切りの必要性については病棟のスタッフで話し合っただけの方がいいと思う。

通常であれば利用者の家族は看護師を信頼しており看護師の説明を信じているので、

当時の元看護課長には病棟が変わったばかりという事情があってもウソをつかれると信頼できなくなるのではないかと。たとえ事後でも状況を説明してくれれば家族もわかったはずである。

虐待判断について

平成19年当時は、高齢者虐待防止法の趣旨に基づき、早期発見・早期対応が求められていた状況から、委員会の判断はやむを得ないと思う。

記録やチームケアがなく、元看護課長の行為の正当性が立証されない虐待が疑われる不適切なケアがあったが、控訴審における病院関係者や鑑定人などの証言からは、虐待とまではいえないと思う。

今回、あらためて虐待といわれると元看護課長にとって人間性を否定されるようで非常に辛いのではないかと。彼女の患者への善意を認めれば虐待とはいいいにくい。元看護課長の専門職としての不適切な部分があることはわかるが、そのみで全面否定することはできないと思う。

平成19年当時、虐待と思われる不適切なケアを北九州市は看過することはできず、当時の判断はやむを得なかった。

当時の院長や看護部長は自分達が調査委員となった病院内の委員会の中で、元看護課長の行為を「通常の看護行為ではなく、逸脱した行為」として虐待行為であると言っている。その判断を当委員会では否定することは困難であった。しかしその後の裁判等で看護部長は元看護課長の行為はケアと思うと証言している。

当委員会は看護師によるフットケアを否定しているわけではない。しかし、高齢者にとって望ましいフットケアのやり方について問題があることも提言していかないといけない。

市民の関心が高い問題であるので、委員会や市は市民に誤解を与えないよう当時の判断理由についてもきちんと説明しないといけない。

平成 19 年当時、高齢者虐待防止法の趣旨に基づき早期の対応を求められていた。また判断根拠の大きなウェイトを占めていたのは病院報告書であった。

7つの項目のうち「必要性のない措置であったこと」と「医師の指示を仰ぐことなく行ったこと」が該当しなくなるのであれば、虐待とまではいえない。

「必要性のない措置であったこと」と「医師の指示を仰ぐことなく行ったこと」以外の項目については、周辺項目と軽視されがちだが、高齢者の尊厳を守るうえで大切な項目である。

7 問い合わせ先

北九州市保健福祉局地域支援部介護保険課事業者支援係

TEL 093 - 582 - 2771